

熊本県有明海区漁業調整委員会

第525回議事録

令和6年（2024年）10月3日開催

第525回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)10月3日(木) 午後1時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレースィア 鳳凰

出席者

(出席委員) 橋本孝 木山義人 西川幸一 藤森隆美 平山泉 小森田智大
八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 吉本勢治 浜口多美雄

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣

(事務局) 審議員 清田季義 主幹 堀田英一 主幹 中根基行
参事 徳留剛彦 技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
(諮問)

第2号議案 熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について
(照会)

第3号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
(諮問)

第4号議案 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)

事務局

それでは定刻になりましたのでただいまから第525回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り、事務局からご報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で、過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。第525回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を1部、漁業法関係法令集という冊子をお配りしております。過不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは橋本会長よりしくお願いいたします。

議長

あらためて皆さんこんにちは。本日の委員会をよろしく願いいたします。それではただいまから第525回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で、定められております議事録署名につきましては、本日は西川委員と、佐小田委員

をお願いいたします。なお議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案、「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから8ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった小目流し網漁業など7つの漁業について併せて諮問させていただきます。

最初に、小目流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に緑色で色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に、大目流し網漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド6番の参考図に

緑色で色付けしている有共第 8 号共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第 2 1 号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており許可予定の隻数は 1 隻、船舶の総トン数は 5 トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業を営む者の資格については、資料 3 ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライドは、7 番に漁法を 8 番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド 7 番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、10 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとなります。操業区域は、スライド 8 番の参考図に黄色で色付けしている有共第 1 号共同漁業権漁場内となっており、許可予定の隻数は 1 隻、その他の内容は、資料 4 ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、かに網漁業についてです。スライドは、9 番に漁法を 10 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 9 番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるカニを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれています。漁業時期は 5 月から 11 月となっています。操業区域は、スライド 10 番の参考図に緑色で色付けしている有共第 8 号共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第 2 1 号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は 1 隻、その他の内容は、資料 5 ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

次に、三角網漁業についてです。スライドは、11 番に漁法を 12 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 12 番の右図のような漁具を漁船で押したり、曳いたりして、えび類やあみ類を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド 12 番の参考図に緑色で色付けしている有共第 2 号及び 3 号の共同漁業権漁場内となっており、許可予定の隻数は 1 隻、その他の内容は資料 6 ページに記載のとおりとなっています。三角網漁業については、以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは、13 番に漁法を 14 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 13 番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3 月から 12 月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域と隻数は、スライド 14 番の参考図に黄色で色付けしている

有共第1号共同漁業権漁場内で1隻、緑色で色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内で2隻となっています。その他の内容は資料7ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。操業区域は、スライド16番の参考図に緑色で色付けしている有共第2号及び3号の共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料8ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライドは、17番になります。令和6年(2024年)10月15日から令和6年(2024年)10月25日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただいま水産振興課からの第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

西川委員

その他のかごの図を見ているのですが、いかかごの図に似ているように見えるのですが、その他のかごですと時期は3月1日から11月30日になっているのですが、いかかごの場合は5月いっぱいになっていたと思うのですが、かご自体がいかかごに似ているので、3月くらいに漬けられたようなのかなと思ひまして。

議長

水産振興課どうぞ。

水産振興課

水産振興課です。かご図の方はこちらで間違いありません。

西川委員

ということは、いかかごと併用ということですか。いかかごもこういう形のかごで獲るんですよね。

水産振興課

その他のかごの形状ですが、定まったものはございません。何をもってその他のかごを県として認識しているのかは、これはあくまでも、一般的なかごを示していますが、申請者の方で申請されて、それが県の方でその他のかご

に入るものとして確認して許可しています。何を主たる漁獲物として目的に獲っているかどうかで、制限措置が決まってきます。

西川委員 はい、わかりました。

議長 他にありませんか。
それでは他に特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第2号議案と第3号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課です。
第2号議案及び第3号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめて説明をさせていただき、その後、議案毎に御審議頂きたいと思っております。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。各議案について説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてです。資料の10ページをご覧ください。こちらは取扱方針の改正案になります。今回の改正は、方針内の文章の整理や年号の修正に伴うもので、改正の詳細は、資料19ページから24ページの新旧対照表に赤字で記載しています。

資料の19ページをご覧ください。新規の許可等の取扱基準、第4条第1項1と2について、ただし書き以下の文言を削除しました。これは、令和5年が特別採捕であったために、ただし書きとしていましたが、令和6年から許可になり不要となったためです。資料の20ページをご覧ください。漁具数の制限

と従事者数の制限について、期間を令和元年産から令和6年産までに変更しています。

資料の21ページから22ページをご覧ください。これは、漁業種類が提灯たぶになりますが、21ページが「新」、22ページが「旧」を示しています。改正点は、許可の条件「エ」で、使用する漁具の条件をより具体的な表現に修正しています。次に資料23ページから24ページをご覧ください。漁業種類がちょうちん網で、先ほどと同じく修正しています。

次に、資料26ページをご覧ください。第3号議案の説明に移らせて頂きます。

熊本県漁業調整規則と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制限措置を定めることとなっています。また、制限措置を定める際には、関係海区漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網に分かれています。

各漁業の概要につきましては、法令集の緑色の付箋のページに概略図を添付しておりますので適宜ご確認ください。

まず、たも抄いについて説明します。今回、公示を予定しているのは26ページから28ページに記載の3件の制限措置です。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。船舶を使用しない制限措置については、許可または起業認可をすべき者の数は1人となっています。漁業を営む者の資格については別記に記載のとおりです。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、資料27ページに記載のとおり、令和6年10月21日から令和6年11月8日までを予定しています。また、3備考の2に許可をするに当たって付す条件を示しています。たも抄いについては以上です。

次に、ちょうちん網についてです。資料は29ページから31ページをご覧ください。

操業区域は資料に記載されており、漁業時期は12月1日から3月31日までの連続した100日以内としております。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定できるようになっています。

ちょうちん網については船舶を使用する漁法となりますので、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。

申請すべき期間はたも抄いと同様、令和6年10月21日から令和6年11月8日までを予定しています。また、3.備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。

以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　　ただ今、水産振興課から2号議案並びに3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員 　海面については、12月1日から3月31日となっていますか。

水産振興課 　水産振興課です。おっしゃるとおり、12月1日から翌年3月31日までの連続した100日以内となっています。

藤森委員 　それを海面については、1月1日から4月30日までできないかということ。海面は海苔があるからね。どうしても海苔が網に入ってしまう時があるからね。養鰻からも要望があると思うけど、1月1日から4月30日までの要望が出ると思うけど。それで、どがんか調整できないかと。

議長 　　はい。事務局。

水産振興課 　水産振興課です。資料30ページにあります。藤森委員が言われるのはただし書き以降の部分になります。漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定できるとなっています。4月30日に設定して、そこから100日を遡った時から始めると、調整が整えばできるということです。

藤森委員 　組合の同意があるので、それはできると思う。わかりました。

議長 　　他に何かありますか。

平山委員 　一つ教えてください。漁業許可漁業になるわけですね。

水産振興課	はい。
平山委員	うなぎの稚魚の流通は非常に分かりにくい。本県では特別採捕の許可をウナギ養殖業者に出して、その採捕従事者という形で他所に流れるのを防いできた歴史がありますよね。ただ、漁業許可となると出荷先の縛りをつけることができませんが、どのように担保していますか。
藤森委員	ちょっといいかな。ウナギの許可は非常に厳しい。ちゃんと水産課が抜き打ちで調査に来ている。去年も調査に行ったのか。
水産振興課	2月に調査に行っています。
平山委員	熊本県は他県と違って、養鰻業者に許可を出して特別採捕できたという歴史があるものですから、ただ漁業と位置付けるなら売り先を制限することは難しくなるので、そこをどう担保されているのかを教えてください。
水産振興課	はい。供給については資料の13ページの第10条のところに記載がありますが、採捕したウナギの取り扱いについては事業計画書に従うとなっていますので、事業計画書に供給先を明記することになっているので、流通させる場合には、流通先を明記しなければならず、明記していない所には流通できないことになっています。
平山委員	多分そうだろうと思ったのですが、ご説明がなかったのを確認しました。
議長	他にいいですか。それでは、無いようですので、お諮りいたします。第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」、「特に異議なし。」と回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	第2号議案については、「特に異議なし」と回答します。 引き続き、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第3号議案については、「特に意見なし」と答申します。

事務局

続きまして、第4号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題について」、事務局より説明をお願いします。

委員会事務局でございます。

まず、本年度要望について、協議いただく前に、昨年度の要望の経過について、説明させていただきます。

経緯としましては、本年(令和6年)5月17日に、東京都において令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、本県代表として江口会長に御出席いただき、令和5年度に提案した要望事項などが審議、承認されました。

その後、7月10日には、水産庁をはじめとした関係省庁への要望活動が行われております。

要望活動の結果につきましては、資料の32ページからになります。

本県要望に関連する部分を中心に、説明させていただきます。

まず、資料の34ページをご覧ください。こちらは要望の、海区漁業調整委員会制度についてです。

左端の番号2、本県が要望する予算の確保について委員会の活動に極力支障が無いよう予算確保に努める旨、水産庁から回答が 있습니다。

次に、資料の43ページをご覧ください。要望項目としてはの沿岸資源の適正な利用についてです。左枠の番号1の、が、本県が要望する大中型まき網の操業禁止区域拡大等に該当します。これに対し、水産庁からは、沖合漁業と沿岸漁業が話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、共存共栄を図っていくことが重要とされ、一方的な大臣許可漁業への規制強化は困難との回答が行われています。

さらに資料の47ページの左端の番号5の をご覧ください。こちら、先の要望と同じく、本県からの大中型まき網への指導強化の要望に該当する部分になります。

これについては、水産庁から、全ての大臣許可へのVMSの設置・常時作動等を義務付けるとともに法改正により、通信妨害の行為を禁止し、罰則を措置したとの回答に加え、集魚灯の使用など、VMSで対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたいとの回答も行われています。

次に資料の59ページをご覧ください。こちらは要望のの外国漁船問題等についてになります。左端の番号3の が本県から要望する東シナ海における漁船の安全確保に該当する部分で、外国漁船等の監視と日本の漁船等への情報提供に関するものになります。水産庁、海上保安庁ともに、引き続き関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう政府全体として、適切に対応して参りたいとの回答でした。

最後に、資料の66と68ページをご覧ください。要望の の海洋性レジャーとの調整等になります。

本県要望としては、左端の番号3の 、 、 が対象者の把握の取り組みについてや、保険等の対処に係る部分に該当する部分になります。こちらは、水産庁及び国交省からの回答となりますが、関係者の登録等の制度化は難しいとされ、安全対策のための業界団体等を通じた周知徹底や作成したマニュアル等も活用しながら講習会の開催も働きかける旨、回答されております。

さらに、水産庁から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象で、ミニボートも当該保険の対象となっていること、国交省から保険加入を促す啓発に取り組む旨回答されています。要望活動結果の説明は以上です。

続きまして、令和6年度の提案議題について、説明させていただきます。資料は69ページからになります。

令和6年度の提案議題については、全漁調連九州ブロックから提出の依頼があったため、各委員の皆様には、事前に昨年度の本県要望を基本に、追加修正等ないか確認いただき、会長と相談の上、今年度の提案議題案として提出しております。

今回、九州各海区の提案議題が出そろい、意見の照会がっておりますので、ご審議をお願いします。

まず、本県の各議題の内容について、ご説明します。

はじめに、資料71ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。

大中型まき網漁業は、網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで、広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。大中型まき網漁業の近年の漁獲量は、全国の海面漁業の約30パーセントを占め、特に、まいわしやかつおについては、50パーセント以上を占めています。大中型まき網漁業は、知事許可漁業のような小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。

資料98ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約2,500メートル以内が禁止区域となっていますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。

このように、熊本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による、熊本県沿岸での操業が増えてきました。

そのため、本県関係漁協と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で話し合いが重ねられ、平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、強制力はなく仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業禁止区域の拡大を引続き要望するものです。

次に、資料76ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。日中暫定措置水域や南側の尖閣列島を含む海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業(5年許可、樋島2隻、天草牛深1隻、倉岳町1隻)4隻ほどが操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障を来すとともに、その数に不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

近年の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は増大しており、実際に中国から漁船のみならず、接続水域に毎日のように中国海警局の船舶が航行しており、怖くて操業できないという情報もあるようです。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報を漁業者向けに迅速に発信できるよう要望するものです。

次に、資料87ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んになり、海難事故も増えています。

ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力1.5kW未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、SUPは、さらに視認性が悪く、風波により沖合へ流されやすいことから、海難事故を起こすケースが多いとのことです。

このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。

最後に、資料96ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。

海区漁業調整委員会は、永きにわたり漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が求められており、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

当海区の提案議題についての説明は以上です。

次に、九州ブロック会議での提案議題への意見については、10月29日に福岡県で開催されます本会議に向け、当委員会の意見を回答する必要があり、ご協議いただくものです。資料の69ページをご覧ください。

各提案を見ますと、当海区の提案議題と競合するようなものはなく、ほとんどが継続案件となっております。

意見の回答方法としては、修正や反対の意見があれば、具体的に修正案と理由を回答する必要があり、また、賛同する場合には、その旨を記載して回答することになります。

参考ですが、昨年度においては、他県の提案議題に対して、特に支障もなく、全て賛同する旨回答されております。事務局としては賛同で良いかと思っております。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長

ただ今、事務局から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

はい、藤森委員。

藤森委員

41ページ。調整について、熊本県と長崎県の問題だと思うんだけど調整はどこがするわけ。

事務局

県間調整ということになります。基本的には県同士、あるいは委員会同士という形で過去にも調整を行ってまいりました。なかなか調整がつかない場合は水産庁も間に入っていただいて調整を図ってもらう、あるいは協議について促して頂く、そういった形で調整を一つずつ図っていく場合もございますし、継続して協議が続いているものもございます。

藤森委員

この許可は大臣許可だよ。県が大臣にものを言えるわけ。

事務局

大臣許可については国に要望していくという形になります。この要望で引き続き国にお願いをしていきます。先ほど申しました通り、大中巻き網については、本県の関係団体と鹿児島県のまき網の団体と協定を結んで18年に

なります。その際には九調にご相談しながら進めておりまして、将来に向けては許可の条件に入れる話も当時あったようです。協定も18年経過していますので、許可の条件に入れてくれませんかということで引き続き要望していくものです。

藤森委員

いずれにしても、長崎と熊本は今でも揉めているのだから、しっかりと調整してほしい。

議長

はい。いいですか。

それでは第4号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なし。

議長

事務局はありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、これで第525回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。